

# 関島社会保険労務士事務所便り

2017年  
9月号

関島社会保険労務士事務所  
 (墨田葛飾地区中小企業者組合)  
 社会保険労務士・行政書士  
 関島 康郎  
 〒125-0041  
 東京都葛飾区東金町2-7-12  
 電話：03-3609-7668  
 HP: <http://www.srseki.info>



## 最低賃金 東京は958円(時間額で)

### ◆引上げ額は全国平均で25円

7月27日に開催された厚生労働省の第49回中央最低賃金審議会において、今年度(平成29年度)の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は25円(昨年度24円)、改定額の全国加重平均額は823円(同798円)。東京の最低賃金は958円となっています。

### ◆全都道府県で20円を超える目安額に

各都道府県に適用される目安のランクは以下のようになっています(都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCDの5ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています)。

#### 【各都道府県に適用される目安】

- ・Aランク(引上げ額26円)…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県
- ・Bランク(引上げ額25円)…茨城、富山、長野、静岡、京都など12府県
- ・Cランク(引上げ額24円)…北海道、宮城、群馬、新潟、岐阜など14道県
- ・Dランク(引上げ額22円)…青森、岩手、福島、鳥取、長崎、鹿児島、沖縄など16県

全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率は昨年度と同じ3.0%です。

### ◆改定は10月から

その後、各地方最低賃金審議会において上記の目安を参考にしつつ、それぞれの地域における賃金実態調査などを踏まえて、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定しています(10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です)。

上記の目安額通りに最低賃金が決定されると、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年以降、過去最高額となる引上げとなります(昨年度は18円)。

月給制や日給制の場合、月又は一日の所定時間で除した時間額で計算されますので注意が必要です。

地域別最低賃金 時間額(単位円)

	答申額	(前年)	引上げ額
東京	958	(932)	26
埼玉	871	(845)	26
千葉	868	(842)	26
神奈川	956	(930)	26
茨城	796	(771)	25
静岡	832	(807)	25

# 公的年金の繰り上げ・繰り下げ

老齢年金の受給開始年齢は原則 65 歳です。しかし、60 歳から 65 歳になる前までの希望する時期に受給を早める繰り上げ制度や、66 歳から 70 歳までの受給を遅らせる繰り下げ制度があります。

老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は約 35%いるといわれ、この人達の平均年金月額額は 4 万 2,820 円です。65 歳から受給している人の平均月額 5 万 7,360 円と比べるとかなり低額です。

一方、繰り下げ受給者は、1.4%と少なく、平均年金月額額は 7 万 7,777 円になっています。平均寿命は男性が 80.98 歳、女性が 87.14 歳となっているため、年金の繰り上げ・繰り下げに関する問い合わせが増えています。

## ◆60 歳時繰り上げ 76 歳 8 か月で逆転

老齢基礎年金や老齢厚生年金は、本来受給時（原則 65 歳）より早く受給することができます。これを繰り上げ受給といい、1 か月あたりの減額率は 0.5%です。ですから、5 年早めて 60 歳から受給すると 30% (0.5%×60 月) 減額され、この額は一生変わりません。

繰り上げをした場合と、しなかった場合の受取総額は、繰り上げを開始したときからおよそ「16 年 8 か月」で逆転します。60 歳に繰り上げをすると、76 歳 8 か月までは受取総額が多く、それ以降は、65 歳から受給した方が多くなる計算です。

## ◆繰り上げ請求の注意点

○61 歳以降に報酬比例部分の特別支給の老齢厚生年金を受給し始める世代の人は、60 歳から支給開始年齢前の方に繰り上げ請求ができますが、老齢基礎年金も同じ年齢に繰り上げなければなりません。

- 国民年金に任意加入中の人は繰り上げ請求ができません。
- 障害者特例や長期加入者特例が適用されません。
- 事後重症による障害年金や障害基礎年金などの請求はできません。
- 寡婦年金の権利がなくなります。

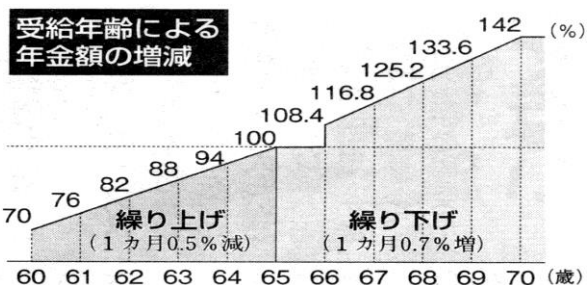
## ◆70 歳繰り下げ 81 歳 10 か月で逆転

年金を増やしたいというときは、65 歳前から特別支給の老齢厚生年金を受給している人も含めて年金支給を 66 歳以降 70 歳まで繰り下げることができます。

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、別々でも繰り下げができ、また、繰り下げている 65 歳までさかのぼって一時金でもらうこともできます。

繰り下げの場合は、1 か月あたり 0.7% 増え、5 年の 70 歳まで繰り下げると 42% 増額になります。

繰り下げた場合と 65 歳から受給した場合では、11 年 10 か月で逆転し、81 歳 10 か月以降は、繰り下げた場合の受取総額は多くなる計算になります。1 年繰り下げただけでも 8.4% 増額となり、おすすめです。



繰り上げ、繰り下げで年金額は

受給開始年齢	今年度の老齢基礎年金額
60歳 0 か月 5年繰り上げ	54万5510円 月4万5459円
65歳 本来	77万9300円 月6万4941円
66歳 0 か月 1年繰り下げ	84万4761円 月7万 396円

# 年々増加する脳・心臓・精神疾患による労災請求

## ◆平成 28 年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神疾患に関して、平成 14 年から、労災の請求件数や支給決定件数などを年 1 回取りまとめています。

このたび平成 28 年度の集計結果が公表されましたので、その内容をまとめます。

## ◆脳・心臓疾患に関する労災補償状況

請求件数は 825 件で、前年より 30 件増加しました。支給決定件数は 260 件で前年比 9 件増、うち死亡件数も同 11 件増の 107 件でした。

業種別に見てみると、請求件数・支給決定件数ともに「運送業、郵便業」が 212 件と最も多く、次いで「卸売業、小売業」106 件、「製造業」101 件と続きます。

年齢別では、「50～59 歳」が請求件数 266 件、支給決定件数 99 件とともに一番多く、「40～49 歳」が請求件数 239 件、支給決定件数 90 件と、ともに 2 番目に多くなっています。

時間外労働時間別の支給決定件数は、「80 時間以上～100 時間未満」が 106 件で最多、「100 時間以上」の合計件数は 128 件ありました。

## ◆精神疾患に関する労災補償状況

精神疾患の請求件数は、前年から 71 件増え 1,586 件と、過去最多となりました。そのうち未遂を含む自殺件数は前年から

1 件減の 198 件でした。支給決定件数は 498 件で前年から 26 件増加し、うち未遂を含む自殺の件数は前年から 9 件減の 84 件となっています。

業種別で見ると、請求件数は「医療、福祉」302 件、「製造業」279 件、「卸売業、小売業」220 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」91 件、「医療、福祉」80 件、「卸売業、小売業」57 件の順になっています

年齢別では、「40～49 歳」の請求件数が 542 件、支給決定件数が 144 件とともに最も多く、次いで「30～39 歳」の請求件数が 408 件、支給決定件数 136 件という順に多くなっています。

そして、出来事別の支給決定件数は、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 74 件、「仕事内容・仕事量の(大きな) 変化を生じさせる出来事があった」が 63 件となっています。

## ◆労働時間・働き方管理に嚴重配慮

労災は、慰謝料等の損害賠償請求を伴うことがあり、企業側は、労働時間・働き方等の管理に嚴重な注意が必要です。

脳・心臓疾患	26年度	27年度	28年度
労災請求件数	763	795	825
決定件数	637	671	680
内 支給決定	277	251	260

精神疾患	26年度	27年度	28年度
労災請求件数	1456	1515	1586
決定件数	1307	1306	1355
内 支給決定	497	472	498
内自殺			
労災請求件数	213	199	198
決定件数	210	205	176
内 支給決定	99	93	84

決定件数は業務上外の決定を行った件数で前年度の請求含む

**●税制「働き方改革」「生産性向上」重点**

来年度の税制改正要望が明らかになり、企業の働き方改革や生産性向上などに重点を置いた内容であることがわかった。厚生労働省は、仕事と育児の両立支援を後押しするため、事業所内保育所を設置する企業に対する優遇措置を設けるよう要望。経済産業省は、生産性向上を後押しするため、社員教育を充実させた企業に対する減税を要望した。(8月30日)

**●建設業の働き方改革に「週休2日」盛り込む**

国土交通省・厚生労働省・内閣府などの関係省庁が集まる会議で、建設業の働き方改革に向けた指針がまとめられ、「週休2日」などが盛り込まれた。指針に強制力はないものの、工事従事者が休日を確保できるよう適正な工期を設定することを、公共工事の発注者になる省庁や不動産会社、建設会社などが加入する業界団体に促す。(8月29日)

**●「高プロ」と「残業規制」一本化し提出へ**

政府は、専門職で年収の高い労働者を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」と「時間外労働の上限規制」を一本化した労働基準法改正案を今秋の臨時国会に提出する方針を正式に表明した。9月前半に改正案の要綱を示す予定だが、連合などの反対が予想される。(8月26日)

**●児童扶養手当の支給を「年6回」に変更へ**

厚生労働省は、低所得のひとり親家庭向けの児童扶養手当について、2カ月ごとの年6回支給に見直す方針を明らかにした。現在は4カ月ごとにまとめて支給しているが、小まめに受け取れるようにすることで家計管理を手助けするのが狙い。自治体のシステムの改修し、2019年度にも変更される見込み(8月14日)

**●バス運転手の25%が睡眠5時間未満**

国土交通省が全国のバス運転手(7,000人)を対象に実施したアンケート調査の結果を発表し、約25%が、睡眠時間が「5時間未満」と回答したことがわかった。厚生労働省ではバスやトラック運転手の拘束時間は1日13時間までが目安としているが、アンケートでは約19%が「13時間以上拘束時間がある」と回答した。(8月10日)

**●外国人技能実習生事業所の違反 過去最多**

厚生労働省は、2016年に外国人技能実習生に対する労働関係法令違反が発覚した事業場が4,004事業所あり、2003年以降で最多となったと発表した。法令違反の内訳では「労働時間」(23.8%)が最も多く、「使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準」(19.3%)、「割増賃金の支払」(13.6%)が続いた。(8月9日)

**●2016年度の未払い残業代 総額127億円**

厚生労働省は、2016年度に労働基準監督署の是正指導を受けて支払われた未払い残業代が約127億円だったと発表した。前年比27%の増加。監督指導を受けた企業は1,394社で、割増賃金の平均額は943万円、従業員1人あたりの金額は13万円だった。(8月9日)

**●安衛法施行規則 労働時間把握を義務付け**

厚生労働省は、労働安全衛生法施行規則を改正し、従業員の労働時間の把握を企業などに義務付ける方針を示した。「客観的で適切な方法で行わなければならない」などの文言を明記する。秋の臨時国会に提出予定である「働き方改革関連法案」が施行されるまでに同規則を改正する考え。(8月6日)